

第6回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」

議 事 次 第

日時 平成25年1月9日（水）
午後6時から午後8時まで（予定）
場所 京都商工会議所 第1教室

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 都市計画施設等の見直し評価について
 - (2) パブリックコメント資料について
- 3 閉会

配布資料

- ・議事次第，委員名簿
- ・資料1 第5回検討委員会での審議内容及び対応方針について
- ・資料2 都市計画決定理由の検証（都市計画公園・緑地）
- ・資料3 長期未着手の都市計画公園・緑地の評価調書
- ・資料4 都市計画決定理由の検証（土地区画整理事業）
- ・資料5 長期未着手の土地区画整理事業の評価調書
- ・資料6 「公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直し（素案）」に関する市民意見募集について

京都市都市計画施設等見直し検討委員会委員

(敬称略，五十音順)

区 分	氏 名 (敬称略)	備 考
市 民 委 員	金 井 美 佐 子	京都市地域女性連合会常任委員
学 識 経 験 者	須 藤 陽 子	立命館大学法学部法学科教授
	久 隆 浩	近畿大学総合社会学部 総合社会学科環境系専攻教授
	槇 村 久 子	京都女子大学現代社会学部教授
	松 中 亮 治	京都大学大学院工学研究科准教授

第6回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」について

日 時：平成25年1月9日（水）18：00～19：30

場 所：京都商工会議所第1教室

委 員：金井委員（欠席）、須藤委員、久委員（欠席）、槇村座長、松中委員

議事内容：（1）都市計画施設等見直し評価について

（2）パブリック・コメント資料について

《事務局（都市計画課）から「第5回検討委員会での審議内容及び対応方針について」（資料1）、「都市計画決定（変更）理由の検証（都市計画公園・緑地）」（資料2）、「長期未着手の都市計画公園・緑地の評価調書」（資料3）、「都市計画決定理由の検証（土地区画整理事業）」（資料4）、「長期未着手の土地区画整理事業の評価調書」（資料5）の資料説明》

（槇村座長）前回の検討委員会での指摘事項について丁寧に修正されている。御意見はあるか。

（松中委員）公園・緑地の評価調書（資料3）のナンバー19、竹田公園について、1ページにいきなりフロー図が2つあるが、未着手区域の区域を分割しており、「実現性の評価」以降の評価が分かれるためか。そうであれば、分割した理由が分からないため、1ページの最初に注釈を入れると分かりやすいのではないか。

（事務局）御指摘のとおり注釈を付ける。

《事務局（都市計画課）から「公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直し（素案）」に関する市民意見募集について」（資料6）の資料説明》

（事務局）資料6の個別の評価について、本日の資料では、見直し評価の流れが分かりやすいようにと配慮し、見直し検討手順のフロー図を記載しているが、各委員への事前説明において、見直し検討手順のフロー図のみでは、見直し評価の内容が分かりにくいという御指摘があったため、見直し検討手順のフロー図を各見直し手順における評価内容の文章に差し替えた修正例を作成している。多くの市民から御意見を頂くためにどちらが分かりやすいか検討委員会の御意見を伺いたい。

（槇村座長）市民は文章で読んだ方が分かりやすいのではないか。また、見直し検討手順のフロー図を文章に差し替えた場合は、市民がフロー図を見る機会はあるのか。

（事務局）ホームページ及び窓口で閲覧に供する評価調書で見ることが可能である。

（松中委員）見直し手順ごとに評価内容を文章で説明した方がよい。見直し検討手順のフロー図もあった方がよいが、資料6のP26以降に見直し検討手順のフロー図が掲載されているため文章と見比べることができる。

資料6の表紙にインターネットの検索イメージが記載されているが、「都市計画施設等の見直し」を検索するとすぐに出てくるのか。

（事務局）一つの検索サイトではトップに出てくることを確認している。

(松中委員) 他の検索サイトも確認してほしい。

(事務局) 確認する。

(槇村座長) 冊子(資料6)のボリュームに制限があるかもしれないが、市民はそれぞれが関係するところを重点的に見るため、必要な情報は入れておく必要がある。

(須藤委員) 見直し検討フロー図の方が分かりやすい年齢層と文章の方が分かりやすい年齢層があると思うが、土地所有者等の関係者は比較的高い年齢層の方が多いと思われるため、各見直し検討手順でどのような評価をしたのかを文章で記載している方がよいと思う。

1回目のパブリック・コメント資料の「見直し対象となる都市計画公園・緑地の一覧」では、「都市計画決定後の経過年数」が記載されていたが、今回の資料6では抜けている。本見直しがこれまでにない画期的な取組であることを示す意味から、今回も記載しておくべきではないか。

(事務局) 御指摘のとおり「都市計画決定後の経過年数」を記載する。

(槇村座長) 表紙の最初の文章とポイント1の内容はまとめるべきではないか。また、ポイント1, 2, 3を同列に並べるのはおかしいのではないか。

(事務局) 最初の文章とポイント1の文章を整理する。

(松中委員) そもそも、ポイントとはどういう意味で記載しているのか。

(事務局) ポイント2では今回の見直しによるメリットを記載した。ポイント3は前回のパブリック・コメントにおいて質問が寄せられた内容を記載した。

(松中委員) ポイント2と3は同じでもよいが、ポイント1と4は分けて書いた方がよい。

(事務局) 修正する。

(槇村座長) 資料6の冊子はどのように周知するのか。

(事務局) 今回のパブリック・コメントにおける市民への周知方法について御説明したい。まず、市民しんぶんの全市版に、パブリック・コメントの実施に関する記事を掲載する。次に、見直し対象が位置する学区ごとに資料6の冊子を町内回覧していただく。また、前回のパブリック・コメントと同様に区役所等に冊子の配架を行う。なお、関係団体については個別に周知する予定である。御意見については、郵送、持参、FAX、Eメール、ホームページからの入力で受け付ける。

(須藤委員) パブリック・コメントは市民に対して意見を聞くものであるが、関係団体が意見を出すことは可能なのか。また、関係団体に意見を聞く理由は何か。

(事務局) 関係団体については、見直しに関する周知を目的としている。また、企業・団体としての御意見をパブリック・コメントで提出されることは問題ない。

(松中委員) ホームページから意見を出せるということは、市内居住と市外居住の方を区別することは事実上不可能ではないか。市内居住以外の方も意見を出せるのか。

(事務局) 御意見記入用紙の住所の属性欄に「市外」の項目を設けている。市外居住の方が市内にお

勤めの場合などもあり、市外居住の方が意見を提出されることも問題ない。

（槇村座長）資料6の冊子の配布はどの程度を予定しているのか。

（事務局）関係学区の回覧用として約2万部を予定している。

（槇村座長）居住地域以外についても意見を出せるのか。

（事務局）出していただいて問題ない。

（槇村座長）複数の公園・緑地、土地区画整理事業について意見がある場合や御意見記入用紙1枚では意見を書ききれない場合はどうするのか。

（事務局）御意見記入用紙は何枚使っていただいても、また、御意見記入用紙以外で提出していただいても構わないため、そのような注釈を加える。

（槇村座長）資料6の冊子については、文字が小さいと高齢者などが見えづらいのではないかと。

（事務局）見直し検討手順のフロー図を文章に修正することと併せて、文字の大きさも見やすいように修正する。

（松中委員）土地区画整理事業は完了しているが、その区域内にある公園が完了していないものがあり、市民が混乱しないか。

（事務局）土地区画整理事業で公園用地を確保したが、予算の関係上、公園の整備ができていないものである。

（松中委員）土地区画整理事業は区域内の公園まで整備して完了ではなく、公園用地を確保した段階で完了扱いとしているのか。

（事務局）そのような整理である。

（槇村座長）パブリック・コメントはいつから開始するのか。

（事務局）2月から一箇月間実施したいと考えているが正式な日程は調整中である。

（槇村座長）今回の都市計画の見直しは、他市にあまり例を見ない画期的なことである。

（事務局）道路の見直し事例はいくつかあり、公園も数都市だがある。土地区画整理事業は変更決定まで至ったところはないと聞いている。

（槇村座長）全国的にも大きな転換点に来ていると考えられるなか、長期間未着手だったということよりも、新しいまちづくりに向けた次のステップとして本見直しが市民にとってよいものになればと考えている。また、このような機会が、市民がまちづくりに関心を持ち、市民のコミュニケーションツールとなればよいと考える。なお、パブリック・コメントに向けての細かな資料修正については、必要に応じて座長と事務局で調整させていただきたい。

（事務局）パブリック・コメント資料については、本日の審議を踏まえ、修正を行う。また、パブリック・コメントの結果については、第7回検討委員会で報告する予定であり、日程は調整させていただきたい。

以上